

○国土交通省令第三十五号

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第一百五十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令

（都市緑地法施行規則の一部改正）

第一条 都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(市民緑地設置管理計画の認定の申請)  
 第十八条 法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面及び次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等（緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。）の位置、整備する緑化施設等の配置並びに第二十五条の規定により算出された緑化施設の面積

2|| 前項の場合において、同項の申請書に記載された緑化施設等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、市町村長が別に書面を定めたときは、当該書面によることである。

一 首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第七条第一項の規

改正前

(緑化施設整備計画の認定の申請)  
 第十八条 法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び既存の緑化施設の位置、整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(新設)

- 定による届出をしなければならないもの 首都圏近郊緑地保全法  
施行規則（平成十二年総理府・建設省令第七号）第二条の書面
- 二 近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、近畿圏  
の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第  
八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 近畿圏  
の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年総理府・建  
設省令第八号）第三条の書面
- 三 緑地保全地域内において行う行為であつて、法第八条第一項の  
規定による届出をしなければならないもの 第二条の書面
- 四 特別緑地保全地区内において行う行為であつて、法第十四条第  
一項の許可を受けなければならないもの 第四条において準用す  
る第二条の書面

（計画の記載事項）

第十九条 法第六十条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、  
次に掲げるものとする。

- 一 市民緑地の名称
- 二 緑化施設等の整備の実施期間
- 三 既存の緑化施設の概要、規模及び位置
- 四 市民緑地の設置の予定時期

（市民緑地を設置する土地等の規模）

第二十条 法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は  
、市民緑地を設置する土地（その水平投影面が人工地盤、建築物そ  
の他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。）の面積及び人  
工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が三百  
平方メートルとする。

（削る）

（計画の記載事項）

第十九条 法第六十条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、  
既存の緑化施設の概要、規模及び位置とする。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

（緑化施設を整備する建築物の敷地面積の規模）

第二十条 法第六十一条第一項一号の国土交通省令で定める規模は  
、五百平方メートル（緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により  
制限を受ける区域内においては、三百平方メートル）とする。

（緑化施設の部分）

第二十一条 法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める部分

(緑化施設の面積の市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する割合)

第二十一条 法第六十一条第一項第三号の国土交通省令で定める割合は、十分の二とする。

(市民緑地の管理が適切に実施される基準)

第二十二条 法第六十一条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市民緑地の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、市民緑地の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「市民緑地構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、市民緑地の巡視を行い、及び清掃、除草その他の市民緑地の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 市民緑地の点検は、市民緑地構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検その他の方法により市民緑地の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、市民緑地の適切な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 第二号の点検の結果及び前号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該市民緑地の管理期間中は、これを保存すること。

(市民緑地の管理期間)

第二十三条 法第六十一条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施される基準)

第二十四条 法第六十一条第一項第九号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

は、樹木及び芝その他の地被植物とする。

(緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合)

第二十二条 法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める割合は、二十パーセントとする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 緑化施設等は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものであること。
- 二 市民緑地を設置及び管理しようとする者が、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。
- 三 前号の権原を借受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること。

(市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積)

第二十五条 法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 第九条第二号イからホまでに掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める方法により算出した面積の合計

(市民緑地設置管理計画の公告)

第二十六条 法第六十一条第五項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について

(緑化施設整備計画の認定に係る緑化施設の面積)

第二十三条 法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面が樹木の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積（建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあつては、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積）（工場立地法第四条第一項の規定により公表された準則（同法第四条の二第一項の規定により同項に規定する都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により同項に規定する市準則が定められた場合）にあつては、その都道府県準則又は市準則を含む。）に適合するために必要な同法第四条第一項第一号に規定する緑地の面積を除く。）の合計とする。

(新設)

(新設)

(新設)

、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 認定事業者の氏名又は名称
- 二 市民緑地の名称
- 三 市民緑地の区域
- 四 市民緑地の管理期間
- 五 整備する緑化施設等

(市民緑地設置管理計画の軽微な変更)

第二十七条 法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設等の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

(市民緑地設置管理計画の変更の認定の申請)

第二十八条 法第六十二条第一項の変更の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に、それぞれ第十八条に規定する書面又は図書のうち変更に係るものを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

第二十九条 (略)

別記様式第三 (第十八条関係) (A4)

市民緑地設置管理計画認定申請書

(略)

都市緑地法第60条第1項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画について認定を申請します。この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

市民緑地設置管理計画

1 市民緑地を設置する土地等の区域及び面積

(緑化施設整備計画の軽微な変更)

第二十四条 法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

(新設)

第二十五条 (略)

別記様式第三 (第十八条関係) (A4)

緑化施設整備計画認定申請書

(略)

都市緑地法第60条第1項の規定に基づき、緑化施設整備計画について認定を申請します。この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

緑化施設整備計画

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

〔市民緑地の名称〕
〔地名地番〕
〔区域の面積〕

〔注〕 〔区域の面積〕の欄には、土地（その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。）の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積並びにこれらの合計を記載すること。

2 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置

イ 緑化施設
〔概要及び規模〕
〔配置〕 配置図のとおり

〔注〕 〔概要及び規模〕の欄の記載内容は、都市緑地法施行規則第25条に定める方法により算出した面積を含むものとすこと。

ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設

〔概要及び規模〕
----------

〔建築物の名称〕
〔地名地番〕
〔敷地面積〕

〔新設〕

2 整備する緑化施設の概要、規模及び配置

〔整備する緑化施設の概要及び規模〕
〔配置〕 配置図のとおり

【配置】 配置図のとおり

ハ、市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

【概要及び規模】

【配置】 配置図のとおり

3 2に掲げる施設の整備の実施期間

【整備の実施期間】 年 月 日 から 年 月 日

4 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

【概要及び規模】

【位置】 配置図のとおり

(注) 【概要及び規模】の欄の記載内容は、都市緑地法施行規則第25条に定める方法により算出した面積を含むものとする。

5 市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する緑化施設の面積の割合

【割合】

(新設)

3 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

【既存の緑化施設の概要及び規模】

【位置】 配置図のとおり

4 緑化施設の面積及び敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

【面積】

【敷地面積に対する緑化施設の面積の割合】



6 市民緑地の管理の方法

[市民緑地の管理の方法]

7 市民緑地の設置の予定時期及び管理期間

[設置の予定年月日] 年 月 日

[管理期間] 設置の予定年月日 から 年 月 日

8 市民緑地の設置及び管理の資金計画

区分	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	整備備費 管理事務費 借入金利息 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
	計	
収 入	自己資金 借入金	

(注) 「面積」の欄には都市緑地法施行規則第23条の規定により計算した面積を記入すること。

(新設)

5 緑化施設の整備の実施期間

[整備の着手の予定年月日] 年 月 日

[整備の完了の予定年月日] 年 月 日

6 緑化施設の整備の資金計画

区分	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	整備費 管理事務費 借入金利息 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
	計	
収 入	自己資金 借入金	

(借入先 〇 〇 〇 )	
計	

別記様式第四 (第二十八条関係) (A4)

市民緑地設置管理計画の変更の認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称 印

年 月 日付で認定を受けた市民緑地設置管理計画について、下記のとおり変更したいので、都市緑地法第62条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更の内容

注 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 氏名の記載を自著で行う場合には、押印を省略することができる。

3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載す

(借入先 〇 〇 〇 )	
計	

(新設)

ること。

(都市公園法施行規則の一部改正)

第二条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(公募対象公園施設の種類の種類)</p> <p>第三条の二 法第五条の二第二項の国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものであつて、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 休養施設</li> <li>二 遊戯施設</li> <li>三 運動施設</li> <li>四 教養施設</li> <li>五 便益施設</li> <li>六 令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所</li> </ol> <p>(特定公園施設の種類の種類)</p> <p>第三条の三 法第五条の二第二項第五号の国土交通省令で定める公園施設は、公募対象公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。</p> <p>(公募対象公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所)</p> <p>第三条の四 法第五条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 法第五条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所</li> <li>二 その他国土交通大臣が定める場所</li> </ol> <p>(学識経験者からの意見聴取)</p> <p>第三条の五 公園管理者は、法第五条の二第六項及び第五条の四第四項</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(公募設置等計画の記載事項)

第三条の六 法第五条の三第二項第十二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項
- 二 都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項
- 三 その他公園管理者が必要と認める事項

(災害応急対策に必要な占用物件)

第五条の二 令第十二条第二項第一号の二の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるものとする。

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第五条の三 令第十二条第二項第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 燃料電池発電施設で地下に設けられるもの(前条に規定する発電施設を除く。)
- 三 発電に伴って排出される温水又は蒸気が有効に利用される発電施設で地下に設けられるもの(前条に規定する発電施設及び前号に掲げる燃料電池発電施設を除く。)

(水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設)

(新設)

(災害応急対策に必要な占用物件)

第五条の二 令第十二条第一号の二の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるものとする。

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第五条の三 令第十二条第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 燃料電池発電施設で地下に設けられるもの(新設)

(水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設)

第六条 令第十二条第二項第二号の三の国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

(一時収容施設)

第七条 令第十二条第二項第九号に規定する施設で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係る飲食店

二・三 (略)

(災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準)

第七条の二 令第十六条第六号の三の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 第五条の二に規定する発電施設並びに第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設及び同条第三号に掲げる発電施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

三 (略)

(水道施設等又は発電施設を設けることができる都市公園)

第八条 令第十二条第二項第二号の三に掲げるもの又は第五条の三各号に掲げる発電施設を設けることができる都市公園は、次に掲げる都市公園以外の都市公園とする。

第六条 令第十二条第二号の三の国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

(一時収容施設)

第七条 令第十二条第九号に規定する施設で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 料理店、カフェー、バー、キャバレー、旅館その他これらに類するもの

二・三 (略)

(災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準)

第七条の二 令第十六条第六号の二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 第五条の二に規定する発電施設及び第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

三 (略)

(水道施設等又は発電施設を設けることができる都市公園)

第八条 令第十二条第二号の三に掲げるもの(以下この条において「水道施設等」という。)又は第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設(以下この条において単に「燃料電池発電施設」という。)を設けることができる都市公園は、次に掲げる都市公園以外の都市公園のうち、その敷地面積が、二ヘクタール以上であつて、かつ、当該都市公園の地下に設けようとする水道施設等及び燃料電池発電施設の占用面

<p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(都市公園台帳)</p> <p>第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。</p> <p>2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物及び同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合</p> <p>八 (略)</p> <p>九 主要な占有物件についての次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二   法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有の期間の初日及び末日</p> <p>十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>積並びに当該都市公園の地下を占有している既設の工作物その他の物件又は施設(以下「既設の地下占有物件」という。)の占有面積の合計の二倍以上であるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2   前項の占有面積は、占有物件の外壁又はこれに代わるもので囲まれた部分の水平投影面積により算定するものとする。</p> <p>3   第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設を設けることができる都市公園は、第一項各号に掲げる都市公園以外の都市公園とする。</p> <p>(都市公園台帳)</p> <p>第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。</p> <p>2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合</p> <p>八 (略)</p> <p>九 主要な占有物件についての次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二   第八条第二項の規定により算定した既設の地下占有物件の占有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合</p> <p>ホ   法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有の期間の初日及び末日</p> <p>十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---



(生産緑地法施行規則の一部改正)

第三条 生産緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(法第八条第二項第二号の国土交通省令で定める基準)</p> <p><b>第二条</b> 法第八条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該生産緑地地区の区域内の土地から当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地を除いた面積が五百平方メートル以上であること。ただし、法第三条第二項の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模以上であること。</p> <p>二 当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地の面積の合計が当該生産緑地地区の面積の十分の二以下であること。</p> <p>三 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき第三条に定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。)が設置及び管理を行う施設であること。</p> <p>四 法第八条第二項第二号イに掲げる施設にあつては、地域内農産物等(前号の従事者が生産する農産物等(農産物、林産物又は水産物をいう。以下この号において同じ。))又は当該農産物等及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは都市計画区域内において生産される農産物等をいう。以下この条において同じ。)を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設であること。</p> <p>五 法第八条第二項第二号ロに掲げる施設にあつては、主として、地域内農産物等又は地域内農産物等を主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設であること。</p> <p>六 法第八条第二項第二号ハに掲げる施設にあつては、多数人に対して、地域内農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設であること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

第三条 (略)

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第四条 生産緑地法施行令第四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

第五条～第七条 (略)

第二条 (略)

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第三条 生産緑地法施行令第三条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

第四条～第六条 (略)

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正）

第四条 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(河川管理施設とみなされる雨水貯留浸透施設に対する省令の適用)</p> <p>第三条 法第六条第二項の規定に基づき雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条第二項第二号の三の規定を適用する場合には、当該雨水貯留浸透施設を同号の国土交通省令で定める河川管理施設とみなして、都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)第六条の規定を適用する。</p>
改正前	<p>(河川管理施設とみなされる雨水貯留浸透施設に対する省令の適用)</p> <p>第三条 法第六条第二項の規定に基づき雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条第二号の三の規定を適用する場合には、当該雨水貯留浸透施設を同号の国土交通省令で定める河川管理施設とみなして、都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)第六条の規定を適用する。</p>

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(令第六条第一号二(8)の国土交通省令で定める建築物)</p> <p>第三条 令第六条第一号二(8)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(令第六条第一号二(9)の国土交通省令で定める建築物)</p> <p>第四条 令第六条第一号二(9)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げる施設を構成する建築物とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四条に規定する鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道及び鋼索鉄道を除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>(令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物)</p> <p>第五条 令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(令第六条第四号ハ(9)の国土交通省令で定める工作物)</p> <p>第六条 令第六条第四号ハ(9)の国土交通省令で定める工作物は、第四条各号に掲げる施設を構成する工作物(建築物を除く。)とする。</p> <p>(令第六条第六号の二の国土交通省令で定める基準)</p> <p>第六条の二 令第六条第六号の二の国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(令第六条第一号二(7)の国土交通省令で定める建築物)</p> <p>第三条 令第六条第一号二(7)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(令第六条第一号二(8)の国土交通省令で定める建築物)</p> <p>第四条 令第六条第一号二(8)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げる施設を構成する建築物とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第一条第一項又は第二項の規定による地方鉄道(鋼索鉄道、懸垂式鉄道及び跨座式鉄道であるものを除く。)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>(令第六条第四号ハ(7)の国土交通省令で定める工作物)</p> <p>第五条 令第六条第四号ハ(7)の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物)</p> <p>第六条 令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物は、第四条各号に掲げる施設を構成する工作物(建築物を除く。)とする。</p> <p>(令第六条第六号の二の国土交通省令で定める基準)</p> <p>第六条の二 令第六条第六号の二の国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>





附 則

この省令は、平成二十九年六月十五日から施行する。